

「ネオジム磁石製のマグネットセットによる子どもの誤飲事故」(2022年3月報告書公表)に関する消費者安全調査委員会からの意見に対する取組状況

「ネオジム磁石製のマグネットセットによる子どもの誤飲事故」(2022年3月報告書公表)における消費者安全調査委員会から経済産業省、消費者庁への意見に関し、2024年5月時点の取組状況を踏まえ、表に示す項目(確認事項(2024年7月))について貴省庁の御見解をお伺いします。

番号	意見(2022年3月) 消費者安全調査委員会	取組状況(2024年5月)	確認事項(2024年7月) 消費者安全調査委員会
	1. 経済産業省大臣への意見 経済産業省は、次の1から2までの取組を行うべきである。		
1	(1) 法令による規制 マグネットセットが子どもの手に渡らないようにするため、ISO 8124-1 及び諸外国における規制と同等以上になるよう、対象年齢、大きさ、磁束指数等を基準とする法令による規制の検討を行うこと。	消費生活用製品安全法(以下「法」という。)では、消費生活用製品のうち、構造、材質、使用状況等からみて一般消費者の生命又は身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品を「特定製品」として指定している。また、特定製品にあっては、「経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令」(以下「技術基準省令」という。)により定められる技術上の基準を満足する必要がある、技術上の基準に適合していなければ、販売し、又は販売の目的で陳列することができないとされている。 磁石製娯楽用品(いわゆるマグネットセット)について、近年、乳幼児が複数個の磁石を誤飲し腸壁を挟んで強力な磁石が引き合うことにより開腹手術による摘出が必要となった事故が複数件発生したことを受け、特定製品指定の妥当性を検討の上、2023年1月30日に経済産業大臣から消費経済審議会会長あてに「磁石製娯楽用品を消費生活用製品安全法の特定製品に指定すること」について諮問を行ったところ、当該諮問に対する「特定製品に指定することが適当」との答申があり、消費生活用製品安全法施行令(以下「政令」という。)別表第一を改正し「磁石製娯楽用品」を特定製品に追加することとなった。当該政令改正を行うための「消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令」については、2023年5月16日に閣議決定され、同年5月19日に公布、同年6月19日に施行され、既に規制が行われているところ。 磁石製娯楽用品が満足すべき技術上の基準として、仮に磁石等を誤飲した場合でも体外に自然排出される水準を定めることとし、その基準については国際整合性等の観点から国際規格(ISO8124-1:2022)と同じ磁束指数(磁力の強さを判断する指標となる値)を50(KG)2・mm2未満とすることを規定した。この基準にあっては、いわゆるマグネットセットで採用されている強力な磁石では満足することが難しい基準となる。 磁石製娯楽用品は、「磁石と他の磁石とを引き合わせるにより玩具その他の娯楽用品として使用するものであつて、これを構成する個々の磁石又は磁石を使用する部品が経済産業省令で定める大きさ以下のものに限る。」と政令上で規定しており、“経済産業省令で定める大きさ以下”とは、国際規格(ISO8124-1:2022)において、満3歳に満たない乳幼児が誤飲するおそれのない製品の大きさを規定する小部品シリンダー(直径31.7mmの円柱を斜め方向に切断した形の円筒)に完全に収まる大きさとしている。いわゆるマグネットセットにあっては、規制対象となる大きさに相当する。 なお、誤飲事故の原因となった多くの磁石製娯楽用品は、製品使用者の対象年齢を14歳以上と表示する等、乳幼児が使用することを想定して販売したものではなかったが、満3歳に満たない乳幼児は身の回りにある物を口に入れて調べようとする行動特性があること、兄弟等が乳幼児の近傍で磁石製娯楽用品を使用した際、誤飲事故が生じていること等を考慮し、製品使用者の対象年齢については、特定製品の要件に含まれていない。したがって、ストレス解消を目的とした健康グッズ等の名目で子ども向けとっていない製品についても、娯楽用品であれば規制の対象となる。 また、2023年6月の本規制の施行の際には、こども家庭庁及び文部科学省に協力いただき、全国の保育所、認定こども園、幼稚園、小学校に対して、マグネットセットの危険性について下記ポスターを添付しつつ、幅広く注意喚起を行った。これにより、子どもがいる幅広い家庭に対して注意喚起を行うことができた。 さらに、2023年12月より、安全基準を満たさない玩具(マグネットセットを含む。)の製造・輸入・販売が禁止されたことを受けて、「防ごう! こどもの誤飲」という動画を作成し、2024年2月6日付けの政府広報にて注意喚起を実施した。	①デジタルプラットフォームにおいて、消費生活用製品安全法に違反している疑いのあるマグネットセット等の磁石製娯楽用品が販売されていることをどのような方法で把握しているのか、また、同法に違反しているか否かはどのような方法で確認をしているのか御教示ください。 ②海外の事業者がデジタルプラットフォームに出品する方法で消費生活用製品安全法に反しているマグネットセット等の磁石製娯楽用品を販売している場合に、同法の何条に基づいて、誰に対して、どのような措置を講ずることになるのか御教示ください。販売事業者だけでなく、デジタル・プラットフォーム事業者への対応についても御教示ください。 ③2024年の通常国会で成立した消費生活用製品安全法改正法の施行がされるまでの間はどのような対応をされるかについて、御教示ください。
2	(2) インターネットモール事業者への協力の求め 法令による規制が行われる前においても、マグネットセットが子どもの手に渡らないようインターネットモール事業者に協力を求めること。	2022年6月24日付けで、主要なインターネットモール事業者に対して以下の対策を内容とする協力依頼文書「ネオジム磁石製のマグネットセットによる子どもの誤飲事故の再発防止策への協力の要請について」を発出した。 ① 14歳以上が使用するものであることを明記する。 ② 子どもが誤飲し開腹手術が必要となった重大事故が複数発生していることを明示しつつ、子どもの手には触れさせない旨の注意喚起をする。 ③ 子どもの使用や幼児教育を想定した表現を行わない。具体的には「子ども」や「親子」といった表記の他、「おもちゃ」、「知育」や「教育」等の子どもが使うことを想定した表現を用いない、子どもの写真画像やイラストを使用しない。 また、(1)の規制の公布の際にも、同様に主要なインターネットモール等運営事業者に対して以下の事項を内容とする周知・協力依頼を行った。 ① 磁石製娯楽用品が規制対象となる旨 ② 磁石製娯楽用品が満足すべき技術上の基準の概略 ③ 磁石製娯楽用品が今後販売されないよう、販売事業者に対しての周知を依頼する旨 ④ 磁石製娯楽用品が乳幼児の手に渡らないよう、消費者や購入者に対しての注意喚起について、周知協力を依頼する旨	

番号	意見(2022年3月) 消費者安全調査委員会	取組状況(2024年5月)	確認事項(2024年7月) 消費者安全調査委員会
	2. 消費者庁長官への意見 消費者庁は、次の3から4までの取組を行うべきである。		
3	(1)事故情報の収集 医療機関及び医師からの事故情報の収集体制の強化に努めること。	○子どもの磁石誤飲等に関する事故情報について、2022年3月24日付け消費者安全課長通知において、医療機関ネットワーク事業参画医療機関に対し引き続きの情報提供への協力を、公益社団法人日本小児科学会に対し独立行政法人国民生活センターが運営する「医師からの事故情報受付窓口」の周知及び情報提供への協力を依頼した。 ○2022年3月24日付け注意喚起『「磁石」や「吸水樹脂ボール」の誤飲に注意! - 飲み込んだ後、開腹手術を要する事故が発生 -』において、事故の当事者になった消費者に対し、適切な窓口への報告に加えて、医師や医療機関から情報提供への協力を求められた場合には、可能な範囲で協力をいただきたい旨を記載した。	なし
4	(2)消費者への周知 マグネットセットを含む磁石製品の誤飲の危険性について、関係省庁とも連携し、消費者への周知を行うこと。	○2022年3月24日付け注意喚起『「磁石」や「吸水樹脂ボール」の誤飲に注意! - 飲み込んだ後、開腹手術を要する事故が発生 -』において、磁石製品を誤飲した場合の危険性や、身近にある製品例、事故事例、注意ポイント等についてまとめた。 ○消費者庁メールマガジン及び消費者庁ソーシャルメディアを通じて、磁石製品の誤飲事故の危険性や取扱いについて注意喚起を行った。 (1)消費者庁メールマガジン(こども安全メールfrom消費者庁) 2023年4月7日:Vol.624 体の中で、くっつく「マグネットセット」、膨らむ「吸水樹脂ボール」の危険-誤飲事故防止のため販売規制へ 2023年12月6日:Vol.642クリスマスやお正月―飾り物やプレゼントの誤飲に注意! (2)消費者庁ソーシャルメディア ア 消費者庁X(旧Twitter) 2022年3月24日:【#磁石 や #吸水樹脂ボール の誤飲に注意!】 イ 消費者庁こどもを事故から守る! X(旧Twitter) 2022年2月18日:【マグネットパズルの破損に注意!】 2022年9月14日:【マグネットセット(磁石)の誤飲事故が発生しています!】 2023年4月7日:【磁石や吸水樹脂ボールの誤飲に注意!】 2023年12月6日:【#クリスマス #お正月 ― 飾り物やプレゼントの誤飲に注意】 ウ 消費者庁Facebook 2022年3月24日:【「磁石」や「吸水樹脂ボール」の誤飲に注意!】 (3)その他 ア 関係省庁等がX(旧Twitter)で発信した磁石の誤飲等に関するツイートのリツイートを行うことにより、消費者への周知を行った。 (ア)関係省庁 i 経済産業省ツイートに対するリツイート 2022年6月27日から2023年6月19日まで5回 ii 内閣府(政府広報オンライン)ツイートに対するリツイート 2022年6月13日及び同年7月14日の2回 (イ)関係省庁以外 i (独)国民生活センターツイートに対するリツイート 2022年9月15日の1回 ii 東京都ツイートに対するリツイート 2022年4月25日から2023年6月9日までの3回 イ 2024年2月16日に関西広域連合が主催した、行政職員や保護者等向けの「消費者事故防止合同研修会」における消費者庁の講演において、マグネットセットが消費生活用製品安全法(昭和48年法律第31号)上の特定製品に指定された経緯等の説明を行った。	なし